



2020
自治体
キャラバン

今年は自治体アンケート中心の取り組みに・アンケートを検討・

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年は自治体アンケートを中心に、自治体への訪問・懇談は自粛する予定としています。また、自治体職員の負担を考慮し、アンケート項目を減らしています。今年のアンケート内容の項目ごとのポイントは以下の通りです。

国民健康保険について

保険料の計算や金額、法定外繰り入れの有無、滞納処分の状況などは例年通り確認します。感染症対策については、厚労省発出の保険料の減免基準への対応や傷病手当金の対象について、国保加入者からの意見などなかったを確認します。

介護保険及び高齢者福祉サービスについて

段階ごとの保険料、滞納について例年通り確認します。現場のケアマネジャーにもらった意見をもとに要介護者の移動に関する支援内容を確認します。感染症対策については、保険料の猶予・減免などの実態を確認します。

子育て支援について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条」に定める計画の策定について確認します。また、感染症の影響により収入減少し、生活が苦しくなっている世帯から、就学援助制度の相談や申請についての実態を確認します。

障がい者支援施策について

感染症の影響により障がい者支援施設等から「施設の運営が苦しくなった」や、障がい者・家族等から「施設の休業などにより、生活が苦しくなった」などの相

談がなかったか、あった場合はその相談事例について内容を確認します。

健診事業、成人向け予防接種について

特定健診、特定保健指導、がん検診などの実施状況について例年通り確認します。



年金制度について

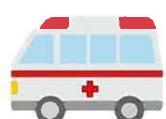
年金に関して住民から寄せられている相談等の特徴や、年金支給額の引き下げによる地域経済や高齢者の生活への影響を確認します。

生活保護について

例年通り、受給者数、相談件数、担当職員配置、また生活困窮者自立支援制度に関する事業の実施について確認します。感染症の関係では、解雇で仕事を失ったり、事業の自粛・縮小などで生活が苦しくなっている人が増えている現状から、生活困窮についての相談が増えていないかどうかを確認します。

医療・介護・福祉全般について

感染症に関して、医療機関、介護・福祉施設の事業継続を援助するために自治体独自の財政その他の支援を行ったかを確認します。また、長崎県や国に要望したいこと、要望していることについて例年通り確認することとしています。



7月に各自治体へアンケートを発送し、8月いっぱい回収する予定です。

回収後、結果をまとめた後については、県社保協として全自治体訪問は今年は行わないとしていますが、内容や自治体をピックアップし、各団体で独自に、訪問・懇談に取り組むことを計画しています。

新型コロナウイルス感染症に係る要請を県内労組が長崎県へ行いました

「医療崩壊」を防ぐために必要な対策を求める要請です。県社保協加盟団体である自治労連と医労連、および長崎大学医学系教職員組合が要請し、県から回答がありました(2020年6月3日要請・回答)。

1. 医療機関や介護・福祉施設へのマスク・消毒液の供給を

帰国者・接触者外来を有する医療機関や介護施設、障害福祉施設へ県や国のマスクを配布。消毒液については医療的ケア児世帯へ優先的に配布しており、今後も計画的に行うとのことです。



2. PCR検査体制の拡充を

県では医療圏ごとに検査を集中して行う「地域外来・検査センター」を設置することとしており、すでに長崎、県央、佐世保県北の各医療圏に、ドライブスルー方式の検査センターを設置、運用を開始しています。

3. 感染症病床の確保と医療機関の感染症対策に財政支援を

医療機関の入院病床の確保対策への支援を実施。介護、障害福祉施設においては、多床室の個室化に要する経費の支援を実施。介護施設については換気設備等の設置にかかる経費についての支援を講じるとしています。



4. 医療・介護・福祉施設職員の発熱などに対するガイドラインを

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターへの相談を通じての対応となり、医療従事者等への特別な対応ではなく、一般の方と同様に実施するものとしています。

「国に対して以下の要請をしてください」に対しては

1. 公的病院の再編廃止中止を

「2025年に向けて地域医療構想の推進＝再編統合は必要」という見解は変わっていません。「各圏域の地域医療構想調整会議などにおいて十分な議論となるよう、県として取り組む」としています。



5. 医療従事者が安心して働くために院内保育所機能の充実を、風評被害防止の手立てを

院内保育所の臨時・追加的な学童保育の実施に伴う人員配置の経費については、国庫補助事業が創設されているという回答に留まっています。差別や偏見などへの対策は、正しい情報発信を県のホームページやSNSで発信していくことです。

6. 国保証の留め置きや資格書の発行は止めて受権をまもる手立てを

国の通知により、資格書発行世帯については帰国者・接触者外来受診時に限っては、被保険者証とみなしての取り扱いになっています。留め置きはないよう日頃から指導をしていること。

7. 雇用調整助成金の上積み支給額の早期決定と、すべての労働者の雇用維持を

雇用保険に加入していない労働者についても対象とする「緊急雇用安定助成金」が創設され、県は上乗せで助成し、「すべての労働者の雇用の維持について支援」としています。

8. 新型コロナウイルス感染症患者に接する医療従事者への宿泊施設の提供を

新型コロナウイルス感染症患者の入院病棟で直接治療等に従事した医師、看護師等の医療従事者に対して、医療機関が宿泊施設と契約をし宿泊料が支払われる場合に、医療機関に補助を行なうとしています。



<お知らせ>今年は総会も自粛です…

例年、9月ごろに開催していた「長崎県社保協定期総会」については、感染拡大防止の観点から集合形式では行わず、書面決裁とすることを確認しました。ご協力をよろしくお願ひいたします。

